

電源立地制度について



経済産業省資源エネルギー庁

CONTENTS

1. 電源立地対策の制度主旨と意義	2
-------------------	---

2. 財源効果のモデルケース	3
----------------	---

3. 交付金・補助金の概要	5
---------------	---

電源立地地域対策交付金	5
--------------------	----------

電源立地等初期対策交付金相当部分

電源立地促進対策交付金相当部分

原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分

電力移出県等交付金相当部分

原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分

水力発電施設周辺地域交付金相当部分

核燃料サイクル施設交付金相当部分(建設段階)

核燃料サイクル施設交付金相当部分(運転段階)

電源立地等推進対策交付金	17
---------------------	-----------

広報・調査等交付金

電源立地等推進対策補助金	18
---------------------	-----------

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)

原子力発電施設等 周辺地域企業立地支援事業対象市町村	19
---------------------------------------	-----------

4. 原子力発電所の現状	21
--------------	----

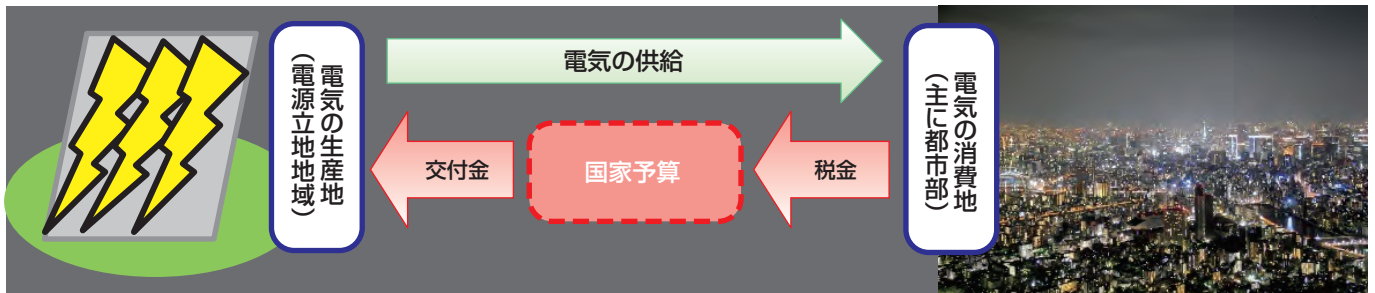
1. 電源立地対策の制度主旨と意義

- ・ 私たちの生活に不可欠な電気は、電気の生産地域によって支えられています。
- ・ 電源立地地域対策交付金は、電源開発促進税を原資として、電気の生産地にも消費地が享受する恩恵の一部を還元するため、電気の生産地に対して交付されるものです。
- ・ 本交付金は、電気の生産地域の医療・介護の充実、教育の向上、地元製品の開発・普及等に使われ、発電所の立地に対する地元の方々の理解の向上に貢献しています。

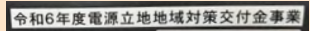
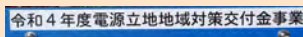
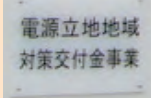
電気を消費する地域から、電気の生産地である立地地域へ交付金（税金）で還元

電源立地地域の住民の理解・協力のもと、発電所の建設・運転を円滑に

国民生活や経済活動に不可欠な電気の安定供給へ



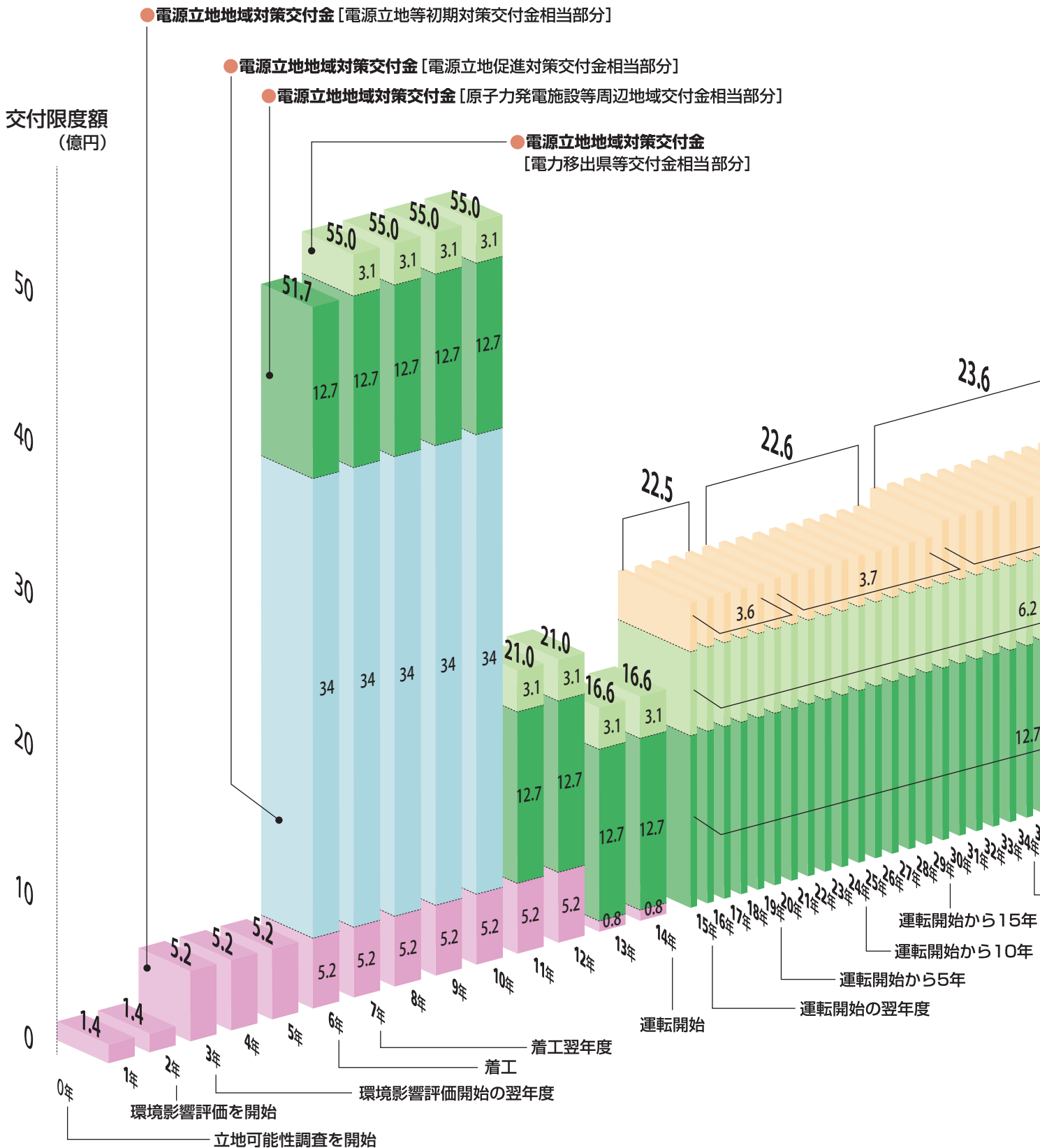
交付金事業に係る施設等の標示例



原子力発電所が建設される市町村等には、電源立地地域対策交付金等による財源効果がもたらされます。

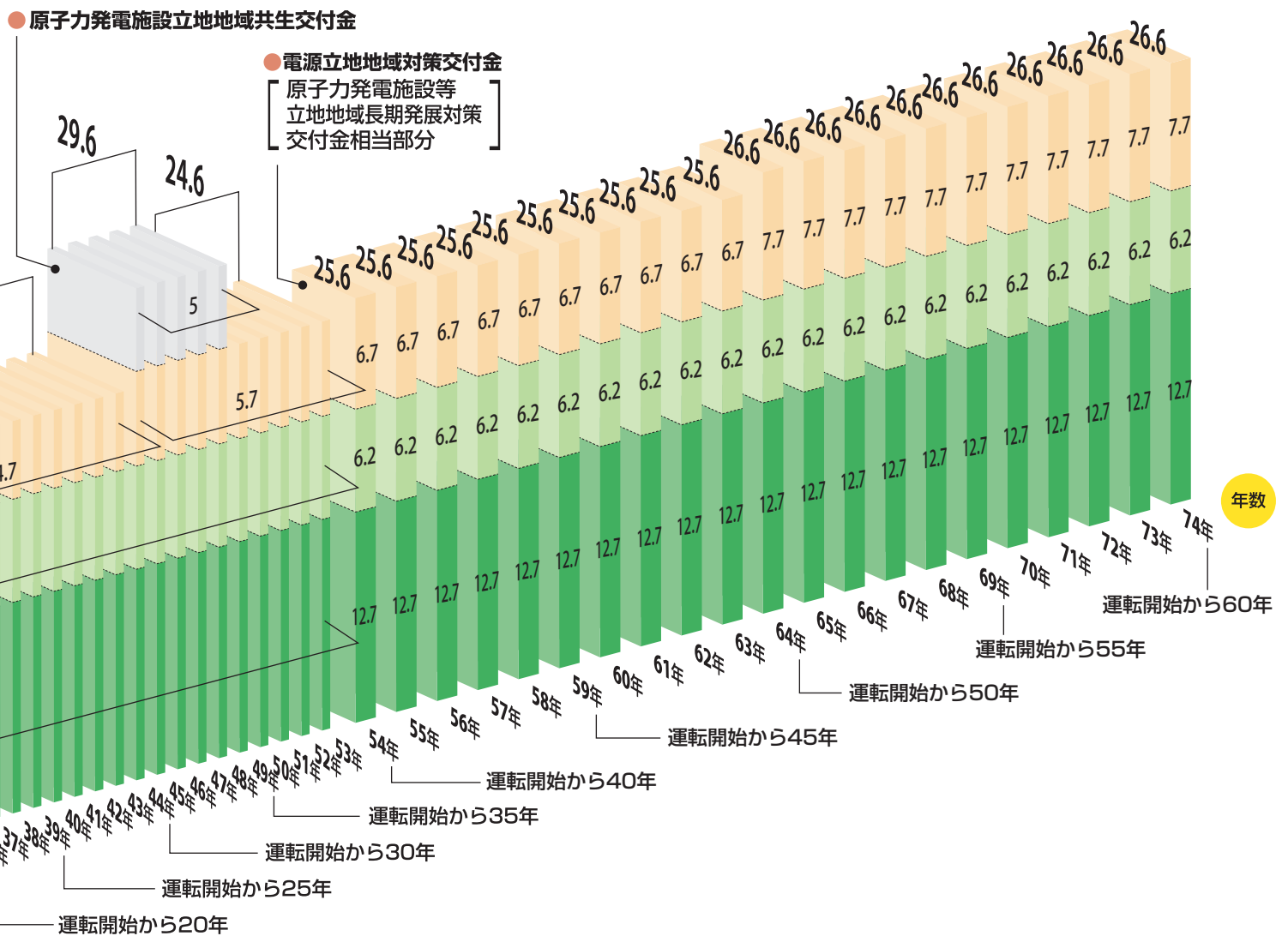
出力135万kWの原子力発電所が新設された場合、その地域（所在市町村、周辺市町村、都道府県）にもたらされる電源立地地域対策交付金等による財源効果のモデルケースです。

また、発電所立地によるメリットは、このモデルケースにあげられた交付金以外にも各種交付金や補助金が活用できるほか、固定資産税の増収、建設工事に伴う雇用拡大等、経済波及効果が見込まれます。



電源立地地域対策交付金	約1,830億円
電源立地等初期対策交付金相当部分	約56億円
電源立地促進対策交付金相当部分	約170億円
原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分	約876億円
電力移出県等交付金相当部分	約397億円
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分	約329億円
原子力発電施設立地地域共生交付金	約25億円

■ **モデルケース** 出力135万kWの原子力発電所の立地にともなう財源効果の試算
(運転開始まで14年間～運転開始翌年度から60年間)
使用済燃料プールの貯蔵能力:700トン、一炉心:150トン
建設期間 8年間
※実際の金額は立地地点の状況や開発スケジュールなどによって異なります。



1. 電源立地等初期対策交付金相当部分は、立地可能性調査以降運転開始まで期間に応じて試算。
2. 電源立地促進対策交付金相当部分は、運転開始前に交付限度額全額が交付されるものと仮定。
3. 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分は、全交付対象市町村の平均需要家数を基に試算。
4. 電力移出県等交付金相当部分は、出力を基に試算。
5. 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分は、高経年化炉または使用済燃料に対する加算措置分を含む。
6. 原子力発電施設立地地域共生交付金は、交付期間の年間に均等交付した場合の試算。

電源立地地域対策交付金

対象電源



※上記のほか、発電用施設周辺地域整備法施行令で定める原子力発電と密接な関連を有する施設も対象となります。

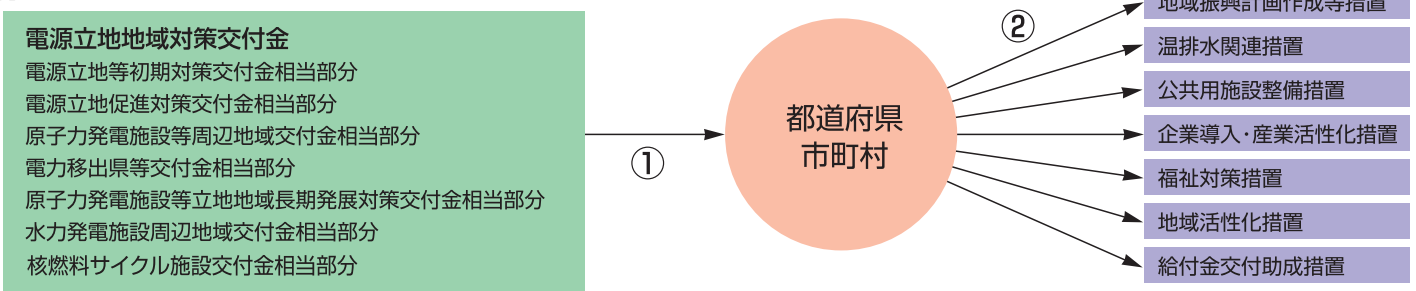
基本的な交付スキーム



交付金枠 (相当部分)	算定に用いる 主な要素	直接交付先	調査の 翌年	立地 可能性	着 工	着 工の 翌年	運 転 開 始 の 翌 年	運 転 開 始 後 5 年	運 転 開 始 後 15 年 後	運 転 終 了
電源立地等 初期対策交付金	電源種、立地の 進捗状況	都道府県、 所在市町村								
電源立地促進対策 交付金	電源種、出力	都道府県、 所在市町村								
原子力発電施設等 周辺地域交付金	需要家との契約口数・ 契約kw数	都道府県								
電力移出県等交付金	電源種、発電電力量、 消費電力量	都道府県								
原子力発電施設等 立地地域長期発展 対策交付金	発電電力量、経過年数、 使用済燃料貯蔵量	所在市町村								(※)
水力発電施設 周辺地域交付金	過去10年の 平均発電電力量	所在市町村								
核燃料サイクル 施設交付金(建設段階)	施設の種類、設備能力	都道府県、 所在市町村								
核燃料サイクル 施設交付金(運転段階)	施設の種類、貯蔵量等	都道府県、 所在市町村								

(※) 廃炉後も発電所内の貯蔵設備に使用済燃料が貯蔵されている場合は、その貯蔵量及び貯蔵能力等に応じて交付。

交付金のフロー



- ①…交付限度額は各交付金相当部分毎に算定します。
- ②…地方公共団体は、各交付金相当部分ごとに算定された交付限度額の合計額の範囲内で、交付対象措置の中から事業を実施できます。
(交付金相当部分や発電施設立地の進捗状況による対象事業の差はありません)。

交付対象事業

公共用施設整備事業

道路、水道、スポーツ施設、教育文化施設などの公共用施設の整備、維持補修、維持運営のための事業

理解促進事業

先進地の見学会、研修会、講演会、検討会、ポスター・チラシ・パンフレットの制作等発電用施設などの理解促進事業

地域活性化事業

地域の観光情報の発信事業、地域の人材育成事業、地場産業支援事業等の地域活性化事業

温排水関連事業

魚介類の養殖、漁業研修、試験研究、温排水有効利用事業導入基礎調査等の広域的な水産振興のための事業

福祉対策事業

医療施設、社会福祉施設などの整備・運営、ホームヘルパー事業など地域住民の福祉の向上を図るための事業

企業導入・産業活性化事業

工業団地の造成など商工業の企業導入の促進事業、公設試など地域の産業関連技術の振興などに寄与する施設の整備・維持運営事業

給付金交付事業

一般家庭、工場などに対し、電気料金の実質的な割引措置を行うための給付金助成措置

維持運営費

電源立地地域対策交付金の維持運営費の充当先については、当該交付金が対象としているメニューの範囲内であることを前提に、他の補助金や地方公共団体の自主財源といった財源により整備された施設の維持運営についても活用可能です。

基金造成

電源立地地域対策交付金により、将来的な施設の維持補修などのための基金を造成することが可能です。

基金の名称	対象範囲
事業運営基金	地域振興計画作成等措置、温排水関連措置、企業導入・産業活性化措置、福祉対策措置、地域活性化措置、給付金助成措置及び給付金加算等措置に要する経費(施設の整備に要する経費は除く。)
施設整備基金	公共用施設や各施設の整備に要する経費
維持補修基金	公共用施設や各施設の原状回復並びに外観及び内装を維持するために行う修繕その他の維持補修に要する経費
維持運営基金	公共用施設や各施設を運営するために主に経常的に発生する経費

表1 公共用施設整備事業

以下のような公共用施設や産業振興施設の整備のほか、維持運営費などを使用とする基金造成を行うことができます。

 <p>道路</p>	<p>都道府県道、市町村道 (道路の付属物を含む)</p>	 <p>教育文化施設</p>	<p>学校及び各種学校、公民館、図書館、 地方歴史民俗資料館、青年の家、 その他社会教育施設、労働会館、学 校給食センター、柔剣道場、集会所、 幼稚園、文化会館、給食運搬車、ス クールバス、その他これに準ずる施設</p>
 <p>港湾</p>	<p>小型船用の水域施設、外郭施設、係 留施設及びこれらに伴う臨港交通 施設</p>	 <p>医療施設</p>	<p>病院、診療所、保健所、母子健康セン ター、主要な医療装置・器具、救急車、 その他これに準ずる施設</p>
 <p>漁港</p>	<p>沿岸漁業用の小規模な漁港施設</p>	 <p>社会福祉施設</p>	<p>児童館、保育所、児童遊園、母子福 祉施設、老人福祉施設(老人ホーム、 老人福祉センター、老人憩いの家、 老人休養ホーム、老人浴槽車)、 公共用バス、その他これに準ずる 施設</p>
 <p>都市公園</p>	<p>遮断緑地、基幹公園(児童公園、近 隣公園、地区公園、総合公園、運動 公園)</p>	 <p>消防施設</p>	<p>消防施設</p>
 <p>水道</p>	<p>上水道、簡易水道</p>	 <p>国土保全施設</p>	<p>地すべり防止施設、急傾斜地崩壊 防止施設、森林保安施設、海岸保全 施設、河川・砂防施設</p>
 <p>通信施設</p>	<p>有線放送電話施設、有線ラジオ放送 施設、テレビジョン放送共同受信施設 その他の有線テレビジョン放送施設、 テレビジョン放送中継施設、その他 の無線施設、その他これに準ずる 施設</p>	 <p>交通安全施設</p>	<p>信号機、道路標識、交通安全広報車、 その他これに準ずる施設(道路の 付属物を除く)</p>
 <p>スポーツ等施設</p>	<p>体育館、水泳プール、運動場、公園、 緑地、スキー場、スケート場、キャン プ場、遊歩道、サイクリング道路、 その他これに準ずる施設</p>	 <p>熱供給施設</p>	<p>地域冷暖房施設、 その他これに準ずる施設</p>
 <p>環境衛生施設</p>	<p>一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、 し尿処理施設)、公共下水道、都市下水路、 排水路、環境監視施設、産業廃棄物処 理施設、墓地、火葬場、道路清掃車、除 雪車、一般廃棄物の運搬車(ごみ収集車、 し尿収集車)、霊柩車、公害測定車、 その他これに準ずる施設</p>	 <p>産業振興施設</p>	<p>農林水産業に係る施設 観光業に係る施設 商工業その他産業に係る施設</p>

表2 地域活性化事業

地場産業支援事業をはじめ、以下のようなソフト事業を実施することができます。

	<p>地場産業振興支援事業</p>	<p>地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（特産品紹介、技術情報の発信及びこれに類する事業） ○特産品開発・販売促進支援事業（特産品の開発支援、商品の販売促進に係る支援及びこれに類する事業） ○産業技術実証・導入事業（地場特産品に係る製造技術の実証・導入、地場企業の情報技術導入に係る支援及びこれに類する事業） ○地域内就業支援事業（Uターン、Iターン就職支援、地域職業情報の提供、ワンストップサービス提供、情報交流会の開催及びこれに類する事業）
	<p>地域資源利用魅力向上事業</p>	<p>地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（観光PR、地域の文化・情報交流活動の実施及びこれに類する事業） ○観光資源開発事業（観光資源調査、体験型地域滞在、観光客のニーズ把握及びこれに類する事業） ○地域おこし事業（まちづくりコンセプトやイメージアップ戦略策定・地域おこし事業及びこれに類する事業） ○伝統、芸術その他文化の保護・継承事業（祭り、伝統行事や文化財の保護及びこれに類する事業） ○イベント支援事業（音楽会、ミュージカル、スポーツ大会及びこれに類する事業）
	<p>福祉サービス提供事業</p>	<p>地域における福祉サービスを提供する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（インターネットによる福祉サービス情報の提供・地域の福祉施設に係る情報提供及びこれに類する事業） ○老人福祉事業（老人ホーム運営、ホームヘルパー派遣、集会所運営、老人参加イベント開催、バリアフリー推進及びこれに類する事業） ○障害者福祉事業（デイサービス、バリアフリー推進及びこれに類する事業） ○育児支援事業（育児カウンセリング、託児所の運営、育児の援助に係る助成及びこれに類する事業） ○保育事業（保育所の運営、児童館における活動及びこれに類する事業） ○医療・社会福祉事業（病院や社会福祉施設等の運営、福祉サービスに係る助成及びこれに類する事業）
	<p>環境維持・保全・向上事業</p>	<p>地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（環境保全PR及びこれに類する事業） ○環境維持・改善事業（ゴミ収集及びゴミの減量化事業、道路・河川等の環境の維持・保全、動植物保護及びこれに類する事業） ○地域森林整備事業（植林・間伐等の森林整備、森林の取得及びこれに類する事業） ○景観整備事業（都市環境設計及びこれに類する事業） ○公害防止事業（土壌汚染状況調査、地域環境影響評価及びこれに類する事業） ○リサイクル推進事業（廃棄物利用モデル構築及びこれに類する事業）
	<p>生活利便性向上事業</p>	<p>地域住民の生活利便性向上に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（各種住民サービスのオンライン提供及びこれに類する事業） ○住民参加活動支援事業（NPO等、コミュニティ活動の拠点づくり、町内会活動支援、ボランティア活動支援及びこれに類する事業） ○地域内移動網運営事業（域内巡回バス等の運行、駐輪対策及びこれに類する事業） ○広域行政活動促進事業（広域行政促進のための調査研究、戦略策定及びこれに類する事業） ○公共用施設利用促進活動支援事業（港湾、空港等の施設の利用促進活動、利用促進のための戦略策定及びこれに類する事業）
	<p>人材育成事業</p>	<p>地域の人材育成に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・発信事業（各種研修の情報提供及びこれに類する事業） ○能力涵養事業（各種研修会開催、専門学校、大学等への進学や留学、研修機関における研修の受講のための奨励制度の設置及びこれに類する事業） ○能力涵養施設等運営事業（研修施設等の運営及びこれに類する事業） ○国際交流事業（姉妹都市との交流会開催及びこれに類する事業）

電源立地等初期対策交付金相当部分

対象電源



※出力35万kW以上又は重要電源開発地点・重要電源促進地点が交付対象。

交付対象者

対象電源が設置される地点をその区域に含む都道府県又は市町村。

交付期間



原子力・地熱・火力(沖縄)・水力発電施設

期間Ⅰ：立地可能性調査開始の翌年度～環境影響評価の開始年度

期間Ⅱ：環境影響評価開始の翌年度～

(原子力発電施設10年間、地熱・火力・水力発電施設5年間)

期間Ⅲ：期間Ⅱの終了の翌年度～運転開始年度

使用済燃料貯蔵施設、MOX燃料加工施設、次期低レベル放射性廃棄物埋設施設

期間Ⅰ：立地可能性調査の開始年度～都道府県知事の同意年度

期間Ⅱ：都道府県知事の同意翌年度～2年間

特定放射性廃棄物の最終処分施設

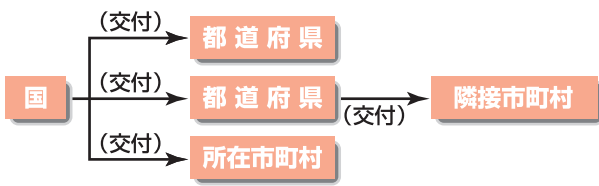
文献調査期間：文献調査の開始年度～概要調査の開始年度

概要調査期間：概要調査の開始年度～精密調査の開始年度

深地層研究施設

期間Ⅰ：立地可能性調査の開始年度～運転開始年度

基本的な交付スキーム



交付限度額

金額は単年度交付限度額を示す。ただし()内は期間内の交付限度額。

電源種別	期間Ⅰ	期間Ⅱ [10年間]			期間Ⅲ
	原子力	1.4億円/年	開発地点 ^{※1} (51.5億円) 9.8億円/年	その他(39.5億円) 9.8億円/年	
地熱	0.5億円/年	期間Ⅱ [5年間] 開発・促進地点 ^{※1} (6.5億円) 2.5億円/年			0.5億円/年
水力	0.4億円/年	期間Ⅱ [5年間] 開発・促進地点 ^{※1} (4.0億円) 1.4億円/年			0.4億円/年
火力(沖縄)	0.5億円/年	期間Ⅱ [5年間] 開発・促進地点石炭 ^{※1} (6.5億円) 2.5億円/年			0.5億円/年
		期間Ⅱ [5年間] 開発・促進地点LNG ^{※1} (5.5億円) 2.0億円/年			
		その他(2.0億円) 0.4億円/年			0.4億円/年
使用済燃料貯蔵施設	1.4億円/年	期間Ⅱ [2年間] (19.6億円) 9.8億円/年			
MOX燃料加工施設	1.4億円/年	期間Ⅱ [2年間] (19.6億円) 9.8億円/年			
次期低レベル放射性廃棄物埋設施設	1.4億円/年	期間Ⅱ [2年間] (19.6億円) 9.8億円/年			
特定放射性廃棄物の最終処分施設	文献調査期間 (20億円) 10億円/年 ^{※2}	概要調査期間 (70億円) 20億円/年			
深地層研究施設	期間Ⅰ 0.8億円/年				

※1 開発・促進地点は、重要電源開発地点と重要電源促進地点を示す。
 ※2 令和6年度末までに文献調査が開始された場合の金額です。

電源立地促進対策交付金相当部分

対象電源



原子力



地熱



水力



火力(沖縄)



使用済燃料貯蔵施設



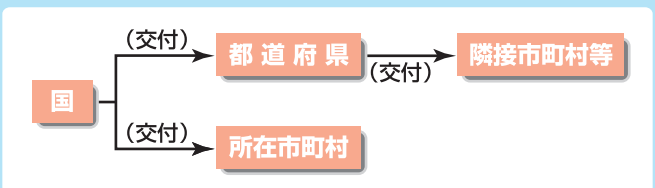
MOX燃料加工施設



海外返還低レベル放射性
廃棄物貯蔵管理施設

- ※1 発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる関連施設を含む。
- ※2 沖縄県以外の区域に設置が予定されている火力発電施設については、平成15年9月30日までに整備法第3条の規定に基づき地点指定を受けた時点において、着工予定年度が平成26年度以降であるもののうち、指定時点における着工予定年度までに着工するものは、交付対象としている。

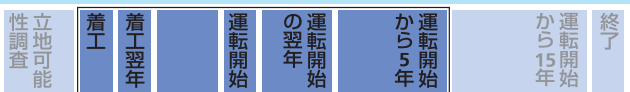
基本的な交付スキーム



交付対象者

下記の規模の発電用施設、核燃料サイクル施設が所在する市町村、隣接市町村等。
※水力発電施設の場合は、原則として所在市町村のみ

交付期間



発電用施設の着工年度から、運転開始して5年後までの間。

発電用施設	規模
 原子力	出力35万kW以上 ※
 地熱	出力1万kW以上
 水力	出力1千kW以上
 火力	出力8万kW以上(沖縄に限る)

※日本原子力研究開発機構が設置する場合は、出力15万kW以上

交付限度額

下記の数式により、交付限度額を算出。



出力135万kWの商業用原子力発電施設を新設する場合
(単価と係数は■第1表参照)

$$\begin{array}{c} \text{発電施設出力} \\ \mathbf{135} \\ \text{万kW} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{単価} \\ \mathbf{900} \\ \text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{係数} \\ \mathbf{7 \times 2^{\text{注}}} \end{array} = \begin{array}{c} \text{交付限度額} \\ \mathbf{170} \\ \text{億円} \end{array}$$

(所在市町村と周辺市町村の計)

注) 所在市町村:周辺市町村の総額=1:1

●出力の小さい水力発電施設と地熱発電施設の場合、上記の計算式で算出した額が■第2表に掲げる金額に満たない場合は、■第2表に掲げる金額を限度額とします。

■第1表 (第3表に該当する関連施設を除く。)

発電用施設	kW当たりの単価	係数
 原子力	550円 (800円,900円)※3	7
 地熱	550円 250円	3
(第1種地域に設置)※1 (第2種地域に設置)※2		
 水力	250円	5
 火力	550円 250円	3 (石炭火力 4)
(第1種地域に設置)※1 (第2種地域に設置)※2		

- ※1 第1種地域とは、工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県もしくは当該道県とその区域が接続し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が当該道県に類する市町村又は整備法施行令第5条第2項に規定する工業集積度が1未満の市町村の区域です。
- ※2 第2種地域とは、第1種地域以外の地域です。
- ※3 商業用の原子力発電施設を新設する場合900円、増設する場合800円の単価が適用されます(平成22年度までに当該交付金相当部分の一部又は全部を交付されているものを除く)。



核燃料サイクル施設

下記の数式により、所在市町村の交付限度額を算出。都道府県の限度額は所在市町村の交付限度額の2倍の額(ただし、使用済燃料貯蔵施設については所在市町村の交付限度額と同額)

$$\text{設備能力} \times \text{交付単価 (円)}^{\text{※1}}$$




※1) 施設ごとの交付単価

■第2表

対象発電施設 対象発電施設 の属する市町村の数	5,000kW以上の 発電施設の場合	5,000kW未満の 発電施設の場合
1	5,500万円	4,000万円
2 または 3	各市町村ごとに 4,000万円	各市町村ごとに 2,500万円
4 以上	11,000万円/ 市町村数	8,000万円/ 市町村数

注) 1つの市町村の区域に2つ以上の対象発電施設の設置工事が併行して行われる場合には、2号機以降のものについて、上記金額の8割に相当する額を交付限度額とします。

■第3表

施設名(設備能力)	所在市町村における単価(円)
 使用済燃料貯蔵施設(最大貯蔵能力(トン))	490,000
 MOX燃料加工施設(年間最大加工能力(トンHM))	38,181,800
 海外返還低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設(最大貯蔵能力(本))	191,000

原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分

対象電源



- *1 出力35万kW以上が交付対象。
- *2 発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる関連施設を含む。ただし、実用ウラン濃縮加工施設、廃棄施設、使用済燃料の再処理施設（機構が設置するものを除く。）、MOX燃料の加工施設、使用済燃料の貯蔵施設は除く。

交付対象者

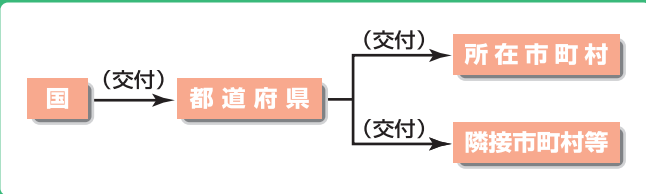
原子力発電施設等の所在市町村及び隣接市町村を域内に有する都道府県。

交付期間



原子力発電施設等の着工（ただし、当該年度の9月1日以降に着工したものは翌年度からの交付対象）から運転終了まで。

基本的な交付スキーム



交付限度額

交付限度額は、都道府県内の原子力発電供用施設所在市町村等ごとに、以下の式により算定した金額を合計した額とします。

$$\left(\text{電灯需要家契約口数} + \text{電力需要家契約kW数} \times 1/2 \right) \times \text{交付単価} \times 12 \text{ (カ月)}$$

■電灯需要家契約口数・電力需要家契約kW数

電灯需要家契約口数・電力需要家契約kW数は、給付金交付助成措置（原子力立地給付金）を行う場合には、当該年度の10月1日現在の需要家数を用い、これ以外の措置を行う場合には、前年度の10月1日現在の需要家数を用います。

■交付単価

交付単価は、交付年度の8月末日までに市町村の区域内で設置の工事が行われている又は運転が行われている原子力発電供用施設の出力に応じて決定されます。

交付単価は、市町村の区分（所在、隣接など）によっても変わります。

（※9月1日以降に設置の工事が開始された原子力発電施設については、翌年度より交付金の対象となります。）

■交付単価の算出方法

各市町村ごとに、①及び②に基づいて算出します。

①基本単価表

設備能力区分 (万kW)	基本単価 (円/月)
100未満	300
100～200未満	400
200～300未満	500
300～400未満	600
400～500未満	700
500～600未満	800
600～700未満	900
700～800未満	1,000
800～900未満	1,100
900以上	1,200

※ 隣接市町村、隣々接市町村の基本単価は、原則として上表の2分の1の単価となります。

昭和56年4月1日以降及び平成4年4月1日以降に原子力発電施設等の新增設が行われた場合は、次の算式の割増措置を行います。

②割増し措置

$$\text{①で算出した基本単価} \times \left(1 + 0.5 \times \frac{\text{S56.4.1以降に新增設された能力}}{\text{総設備能力}} \right) \times \left(1 + 0.5 \times \frac{\text{H4.4.1以降に新增設された能力}}{\text{総設備能力}} \right)$$

電力移出県等交付金相当部分

対象電源



原子力*



地熱



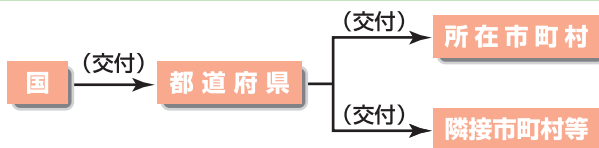
水力



火力

*発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる関連施設を含む。ただし、実用ウラン濃縮加工施設、廃棄施設、使用済燃料の再処理施設（機構が設置するものを除く。）、MOX燃料の加工施設、使用済燃料の貯蔵施設は除く。

基本的な交付スキーム



交付対象者

以下の2点を同時に満たしている都道府県。

- 都道府県内の発電電力量が都道府県内の消費電力量を1.5倍以上の比率で上回っていること。
- 誘導地域の面積の和が当該都道府県の総面積の50%以上。

交付期間

性立地可 調査可能	着工 要年	着工翌年	運 転 開 始	の 運 転 開 始 翌 年	か 運 転 開 始 5 年	か 運 転 開 始 15 年	運 転 開 始	終 了
--------------	----------	------	------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	------------------	--------

交付限度額

移出電力量(発電電力量と消費電力量の差)に交付単価を乗じて算定。

$$\text{移出電力量} = \text{道府県内発電電力量} - \text{道府県内消費電力量}$$

$$\text{移出電力量(MWh)} \times \text{※交付単価} = \text{交付限度額}$$

※ 交付単価は27円

■発電電力量の算定方法

発電電力量については、商業用原子力発電施設は「実績発電電力量」を用いる。その他の発電施設については発電施設の出力を基にした「想定発電電力量」と実際の運転実績を基にした「実績発電電力量」を下記の計算式により合算して算定する。



原子力

$$\text{発電電力量} = \text{実績発電電力量}$$



地熱



水力



火力

$$\text{発電電力量} = \text{想定発電電力量} \times 1/3 + \text{実績発電電力量} \times 2/3$$

※「実績発電電力量」は交付年度の前々会計年度の10月1日から前会計年度の9月30日までの期間の運転実績を用いる。

※着工翌年度から運転開始翌年度までは、出力を基に「実績発電電力量」を算定する。

■商業用原子力発電施設の実績発電電力量にかかるみなし措置

施設の安全性を確保するために運転を停止し、又は出力を低下させて運転した場合は、平常時と同等に運転していたものとみなして発電電力量を算定する。

■「市町村枠」

交付限度額の一部を都道府県が発電用施設の所在又は隣接市町村等に交付する。(ただし、電力量によって、「市町村枠」が設けられないことがある。)

原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分

対象電源



※発電施設周辺地域整備法施行令に掲げる関連施設を含む。ただし、実用ウラン濃縮加工施設、廃棄施設、使用済燃料の再処理施設（機構が設置するものを除く。）、MOX燃料の加工施設、使用済燃料の貯蔵施設は除く。

交付対象者

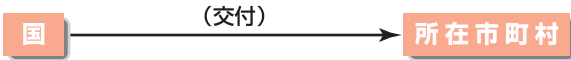
原子力発電施設等の所在市町村。

交付期間



運転開始翌年度から終了までの間、継続的に交付。

基本的な交付スキーム



商用原子力発電施設に係る交付限度額

交付限度額は、交付単価（1MWh当たり31円）×交付年度の前々会計年度の10月1日から前会計年度の9月30日までの期間における発電電力量（MWh）に以下①～③を加算して算定。

- ①施設の安全性を確保するために運転を停止し、又は出力を低下させて運転した場合は、平常時と同等に運転していたもののみならず発電電力量を算定。
- ②15年以上、30年以上、40年以上、50年以上経過する原子力発電施設についてはそれぞれ1億円を加算。
- ③原子力発電施設のサイト内における使用済燃料の貯蔵量及び貯蔵能力について、貯蔵方式に応じて加算。

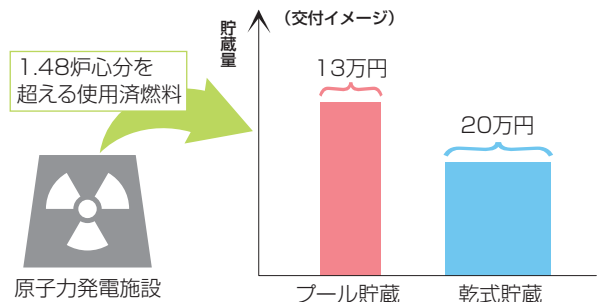
原子力発電施設のサイト内における使用済燃料への支援の概要

①使用済燃料の貯蔵量に応じた支援

原子力発電施設のサイト内の貯蔵設備（プール、乾式キャスク）において、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済燃料の量1トン当たり

プール貯蔵：13万円
乾式貯蔵：20万円

を交付します。



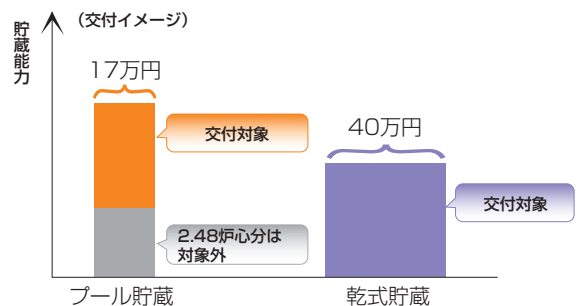
②使用済燃料の貯蔵能力に応じた支援

原子力発電施設のサイト内の貯蔵設備（プール、乾式キャスク）において、それぞれの貯蔵能力（※1）について1トン当たり

プール貯蔵：17万円（※2）
乾式貯蔵：40万円

を交付します。

- ※1 貯蔵能力とは、原子炉等規制法において許可を得た当該設備の貯蔵容量をいう。
- ※2 プール貯蔵の場合、交付対象は貯蔵能力から、2.48炉心分を除いた量とする。



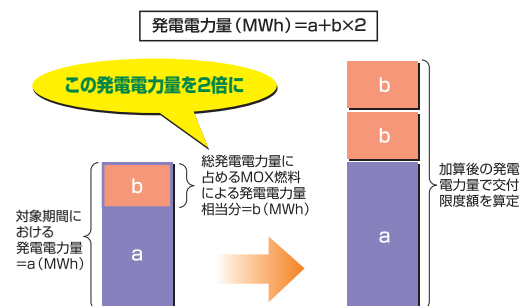
ブルサーマルへの支援の概要

ブルサーマルの実施を受け入れる自治体には以下の①～②のとおり支援があります。

①MOX燃料による発電電力量実績に応じた支援

原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分の交付限度額のうち、発電電力量に応じた交付限度額の算定方法に、MOX燃料の使用により得られた発電電力量を2倍にして算定する制度です。

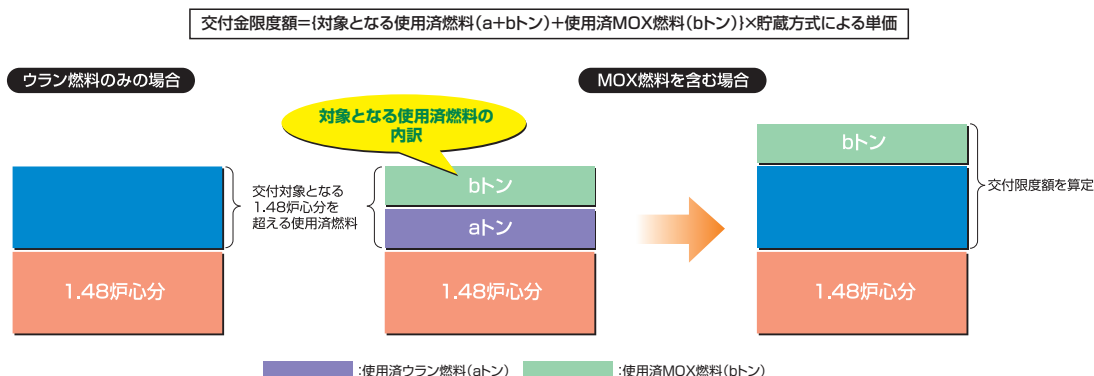
〔MOX燃料による発電電力量分の算定方法イメージ〕



②使用済MOX燃料の貯蔵量実績に応じた支援

原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分の交付限度額のうち、使用済MOX燃料の貯蔵量実績に応じた支援を行う制度です。原子力発電施設のサイト内の貯蔵設備において、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済燃料のうち使用済MOX燃料分を加算します。

【使用済燃料貯蔵設備の算定方法イメージ】



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する施設に係る交付限度額

交付限度額 **A+B+C+D+G+H+I+J**

対象施設の設備能力区分、発電電力量区分及び使用済燃料の貯蔵量区分に応じ、下表に掲げる金額の合計額を毎年交付します。

(**A** ~ **C** : 設備能力区分、 **D** : 使用済燃料の貯蔵量区分、 **G** ~ **I** : 発電電力量区分、 **J** : 40年経過分)

- A** 施設の設備能力の合計出力の区分に応じ、交付単価表Aに掲げる金額。
- B** 運転開始後15年以上経過する施設については、その設備能力の区分に応じ、交付単価表Bに掲げる金額。
- C** 運転開始後30年以上経過する施設については、その設備能力の区分に応じ、交付単価表Cに掲げる金額。試験研究炉はその金額の2倍。
- D** 施設のサイト内における使用済燃料の貯蔵量に応じて定額を交付。

- G** 交付年度の前々会計年度の10月1日から前会計年度の9月30日までの期間における発電電力量の区分に応じ、交付単価表Gに掲げる金額。
- H** 運転開始後15年以上経過する施設については、その発電電力量の区分に応じ、交付単価表Hに掲げる金額。
- I** 運転開始後30年以上経過する施設については、その発電電力量の区分に応じ、交付単価表Iに掲げる金額。試験研究炉はその金額の2倍。
- J** 運転開始後40年以上を経過する施設(深地層研究施設を除く)が所在する市町村に対し、市町村ごとに定額を交付。

交付単価表 A

設備出力(万kW)	交付単価(億円)
100未満	1.0
100~200	2.0
200~300	3.0
以下100万kW当たり1.0億円増	

交付単価表 G

発電電力量(万MWh)	交付単価(億円)
0 ~ 100	0.1
100 ~ 200	0.2
200 ~ 300	0.3
以下100万MWh当たり0.1億円増	

交付単価表 B

設備出力(万kW)	交付単価(億円)
100未満	0.5
100~200	1.0
200~300	1.5
以下100万kW当たり0.5億円増	

交付単価表 H

発電電力量(万MWh)	交付単価(億円)
0 ~ 100	0.05
100 ~ 200	0.1
200 ~ 300	0.15
以下100万MWh当たり0.05億円増	

交付単価表 C

設備出力(万kW)	交付単価(億円)
0 ~ 100	0.5
100 ~ 200	0.75
200 ~ 300	0.875
以下100万kW毎に額を設定	

交付単価表 I

発電電力量(万MWh)	交付単価(億円)
0 ~ 100	0.06640
100 ~ 200	0.12728
200 ~ 300	0.18312
以下100万MWh毎に額を設定	

交付単価表 D

貯蔵量	交付単価(1トン当り、万円)
施設のサイト内の貯蔵設備において、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済燃料の量	40

交付単価表 J

対象	交付単価(億円)
運転開始後40年以上を経過する施設が所在する市町村	1.0

水力発電施設周辺地域交付金相当部分

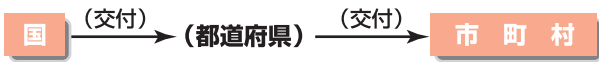
対象電源



水力

※対象水力発電施設に係る貯水池・調整池、ダム、特定区間（減水区間）を含む。

基本的な交付スキーム



交付対象者

運転開始後15年以上経過している水力発電施設が所在し、その評価出力の合計が1,000kW以上で、かつ、基準発電電力量の合計が500万kWh以上の水力発電所がある市町村へ、都道府県を通じて交付。

交付期間



7年間（ただし、当該期間中に水力発電施設周辺市町村が、発電事業者等を行う発電に利用される水資源に関する調査・開発に協力した場合は、最大50年の交付を受けることが可能）。

交付限度額

当该市町村に存する水力発電施設等に応じて、算出した算定発電電力量（交付申請年度の11年前の会計年度の10月1日から前年の会計年度の9月30日までの平均年間発電電力量を当該水力発電施設等に係る该市町村数で除した発電電力量）にkWh当たり7.5銭（揚水3.75銭）を乗じた額により算定された金額に以下の順序により調整を行った額。

- ①算定された交付限度額が令和2年度交付限度額を上回る場合、上回る部分について、その金額に1/10を乗じた額を令和2年度交付限度額に加算した額を交付限度額とする。
 - ②算定された交付限度額が令和2年度交付限度額を下回り、1億円を上回る場合、1億円を上回る部分について、その金額に1/2を乗じた額を1億円に加算した額を交付限度額とする。
 - ③算定された交付限度額が令和2年度交付限度額の2/3を下回る場合、令和2年度交付限度額の2/3を交付限度額とする。
- 最低保証額 440万円 ●最高限度額 なし

【交付限度額の具体的算定例】

（前提）

- ・基準（算定） 発電電力量：1,200,000MWh
- ・特定区分施設別市町村：発電所…旧B、ダム…A、貯水池…A・D、特定区間…A～D

●A町（貯水池、ダム、特定区間に該当）

令和2年度交付限度額=48,000千円

現行制度における交付限度額

- ・算定発電電力量=400,000MWh=1,200,000MWh÷3
- ・交付限度額=400,000MWh×7.5銭=30,000千円

算定された額が、令和2年度交付限度額の3分の2に満たないため、上記③により、調整後の交付限度額=48,000×2/3=32,000千円

●C市（旧B町…発電所・特定区間に該当、旧C市…特定区間に該当）

令和2年度交付限度額=28,125+5,625=33,750千円

- ・旧B町の交付限度額=28,125千円
- ・旧C市の交付限度額=5,625千円

現行制度における交付限度額

- ・算定発電電力量=400,000MWh=1,200,000MWh÷3
- ・交付限度額=400,000MWh×7.5銭=30,000千円

算定された額が、令和2年度交付限度額の3分の2以上であるため、調整後の交付限度額=30,000千円

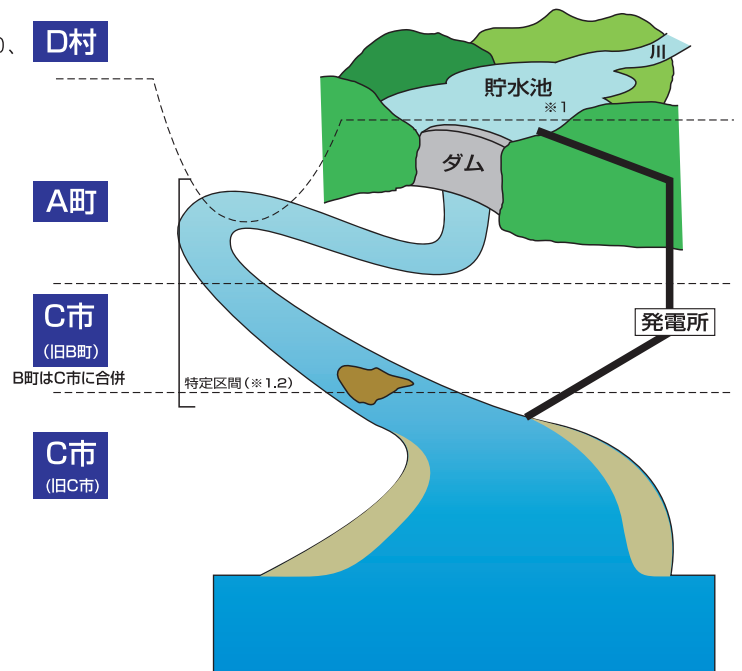
●D村（貯水池、特定区間に該当）

令和2年度交付限度額=16,875千円

現行制度における交付限度額

- ・算定発電電力量=400,000MWh=1,200,000MWh÷3
- ・交付限度額=400,000MWh×7.5銭=23,600千円

算定された額が、令和2年度交付限度額を上回るため、上記①により、調整後の交付限度額=(23,600-16,875)×1/10+16,875=18,188千円



- ※1. 2以上の市町村の区域にまたがって設置されている施設の算定発電電力量については、当該施設の面積等に関わらず、市町村数で除して求める。
- ※2. 特定区間とは、下表に掲げる区間をいう。

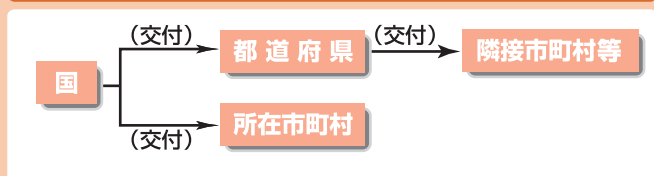
取水口の下流域に放水口が設置されている河川	取水口から放水口までの区間（長さが500メートル未満のものを除く）
取水口の下流域に放水口が設置されていない河川	取水口から当該河川に存する地点であって当該地点に係る集水地域の面積が当該取水口に係る集水地域の1.5倍となる地点までの区間
上記に掲げる区間において当該河川が海又は湖沼へ流入する場合は、取水口から海又は湖沼へ流入する地点までの区間とする。	

核燃料サイクル施設交付金相当部分

対象電源



基本的な交付スキーム



交付対象者

核燃料サイクル施設が所在する市町村、都道府県

交付期間



(※10月1日以降に設置の工事が開始された核燃料サイクル施設については、翌年度より交付金の対象となります。)

下記の数式により、所在市町村の交付限度額を算出。都道府県の限度額は所在市町村の交付限度額の2倍の額(ただし、使用済燃料貯蔵施設については所在市町村の交付限度額と同額)。

交付限度額

【建設段階】 **設備能力** × **交付単価(円)^{※2}**

【運転段階^{※1}】 **稼働実績** × **交付単価(円)^{※2}**

※1) 最大年間交付限度額の8割を保証

※2) 施設ごとの交付単価

施設名	建設段階		運転段階	
	設備能力	所在市町村における交付単価(円)	稼働実績	所在市町村における交付単価(円)
使用済燃料の再処理施設	年間最大処理能力 (トン)	1,188,000	年間処理量 (トン)	1,485,000
海外返還高レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	最大貯蔵能力 (本)	118,000	貯蔵量 (本)	147,500
海外返還低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	最大貯蔵能力 (本)	34,000	貯蔵量 (本)	42,500
MOX燃料加工施設	年間最大加工能力 (トンMH)	2,462,000	年間加工量 (トンMH)	3,077,500
実用ウラン濃縮加工施設	年間最大生産能力 (トンSWU)	267,000	年間生産量 (トンSWU)	333,750
使用済燃料貯蔵施設	最大貯蔵能力 (トン)	500,000	貯蔵量 (トン)	625,000
原子力発電施設から生じる低レベル放射性廃棄物の埋設施設	最大埋設能力 (本)	900	年間搬入量 (本)	12,500

広報・調査等交付金

対象電源



原子力

※原子力関連施設を含む。

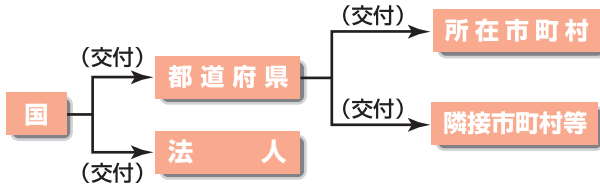
交付期間

供給計画に掲げられた年度～施設使用終了年度

年間スケジュール

申請時期:毎年2回 上期: 4月 1日～ 5月31日
下期: 10月16日～10月31日

基本的な交付スキーム



交付対象者

原子力発電施設等が設置され、又はその設置が予定されている市町村を区域内に含む都道府県等。

交付対象事業

- ①広報・調査等事業
 - ・原子力発電に関する知識の普及
 - ・周辺住民の生活に及ぼす影響に関する調査
 - ・原子力発電施設等の周辺住民の生活に及ぼす影響に関して行われる連絡調整
- ②原子力広報研修施設整備事業
 - ・原子力発電に関する知識の普及に資する施設の整備に関する事業
- ③温排水影響調査等事業
 - ・温排水影響調査設備等整備事業
 - ・温排水事前調査事業
 - ・温排水影響調査事業

交付限度額

①広報・調査等事業

■都道府県が行う広報・調査等事業

(百万円)

原子力発電施設の使用を開始しているものの数等		原子力発電施設の使用を開始していないものの数			
		0	1	2	3以上
0	原子力発電施設の公表がなされていないものがある場合	—	24	33	42
	その他の場合	—	18	27	27
1		24	33	42	42
2		33	42	42	42
3以上		42	42	42	42

※ただし、供給計画の初年度以降3年を経過しても重要電源開発地点として当該原子力発電施設に関する事項が公表されない場合、公表される日の属する会計年度の前年度末日まで交付を停止する。

■所在市町村が行う広報・調査等事業

(百万円)

原子力発電施設の使用を開始しているものの数等		原子力発電施設の使用を開始していないものの数			
		0	1	2	3以上
0	原子力発電施設の公表がなされていないものがある場合	—	18	22.5	27
	その他の場合	—	9	13.5	13.5
1		18	22.5	27	27
2		22.5	27	27	27
3以上		27	27	27	27

※ただし、運転中の施設について、当該施設の設置工事が完了した日の属する会計年度から3年後の会計年度を超えて使用されているものがある場合は別途積算する。

- ②原子力広報研修施設整備事業
 - ・1 広報研修施設につき約3.89億円
- ③温排水影響調査等事業
 - ・1 事業所につき2.5百万円～7百万円

電源立地等推進対策補助金 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（F補助金）

原子力発電施設等の周辺地域（P19～20参照）における企業立地支援を通じての雇用促進と産業振興が目的。都道府県を通じて雇用増加を生む企業に対して一定期間にわたって、電気料金の実質的割引措置になる補助金を交付します。

対象電源

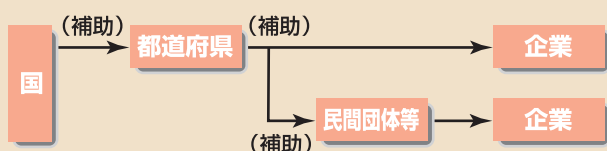


※発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる関連施設を含む。

補助対象者

原子力発電施設等の所在市町村及び隣接市町村を域内に有する都道府県

基本的な事業スキーム



申請期間等

- ・初回の申請：企業立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期又は翌々半期
- ・交付期間：企業立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期の開始日以降8年を超えない期間

補助対象の事業者

製造業又は地方公共団体で支援制度を整備している特定業種（※）等において周辺地域で新設・増設（契約電力の増があること）した3人以上の雇用をもたらす企業であり、地域の産業振興に貢献するなど、必要と認められる企業に、都道府県を通じて交付します。

※都道府県又は市町村における企業立地の促進等を目的とした条例等において定められている業種をいいます。

補助要件

原子力発電施設等の周辺地域において

- ①新規立地や工場等の増設に伴う契約電力の増があること。
- ②新たな雇用者の増加数が3人以上あること。
- ③新たな投資額（固定資産）が一定額以上あること。（※）
 - ・所在市町村：新設500万円（増設250万円）
 - ・隣接市町村：新設1,000万円（増設500万円）

※特例加算を受ける場合のみの要件とします。

特例増設の対象（交付期間の取扱い）

本補助金の交付を受ける事業者が、新たに増設を行う場合において、次に掲げる要件を満たす場合、2回に限り、更に交付期間を延長することが可能となります。

- ア) 補助要件①、②を満たすこと。
 イ) 所在市町村：投資額（固定資産）が250万円以上であること。
 ウ) 隣接市町村：投資額（固定資産）が500万円以上であること。

交付額

以下の基準で算出した額を交付額とし、新增設した半期の翌半期から8年間（雇用人数が3人を下まわった場合は、その半期は不交付）交付となります。

$$\text{契約電力分 (①)} + \text{特例加算分 (②)} = \text{算定交付額}$$

上記で求めた算定交付額と③の交付限度額（イ：支払電気料金、ロ：算定電気料金）との比較を行い、最も低い額を交付額として決定します。

①契約電力分

増加した契約電力に、支払電気料金に応じて定めた単価を乗じて算定した金額。

$$\text{契約電力}^{\text{注1}} \times (\text{算定単価} - \text{交付金単価})^{\text{注2}} \times \text{電気料金支払月数}$$

②特例加算分

増加した雇用人数に応じて算定した金額。

$$\text{増加した雇用人数} \times 300,000 \text{円}^{\text{注3}}$$

③交付限度額

- イ 支払電気料金：半期における実電気料金×係数^{注4}－（実契約電力×交付金単価×支払月数）
 ロ 算定電気料金：算定契約電力×（算定単価×係数^{注4}－交付金単価）×支払月数

注1 増設の場合は、基本的に「増設後の契約kW－増設前の契約kW」
 なお、交付額算定上の契約電力は、雇用効果が3人以上20人未満の企業は1,500kW、20人以上の企業は2,500kWが限度となります。

注2 直前の電気料金支払い実績に応じて補正されます。また、電源立地地域対策交付金の交付対象地域では、当該交付金単価との差額分が本補助金の交付単価となります。

注3 単価は、隣接市町村の場合、所在市町村の半額となります。

注4 所在市町村または隣接市町村により異なる係数となります。

原子力発電施設等周辺地域 企業立地支援事業対象市町村

制度対象市町村

あか 所在市町村 **みどり** 隣接市町村

電力給付金のほか、新規申請時に投資要件を満たすものについて、雇用人数に応じた特別給付金が加算されます。

【特別給付金の算定】

○所在市町村の場合 30万円×雇用創出効果(人数)

○隣接市町村の場合 15万円×雇用創出効果(人数)

※特別給付金の加算は定額ではなく、限度額の範囲内での加算となります。

※対象地域は2022年3月31日時点の市町村です。最新の情報は別途確認ください。

■凡例:

— 新幹線

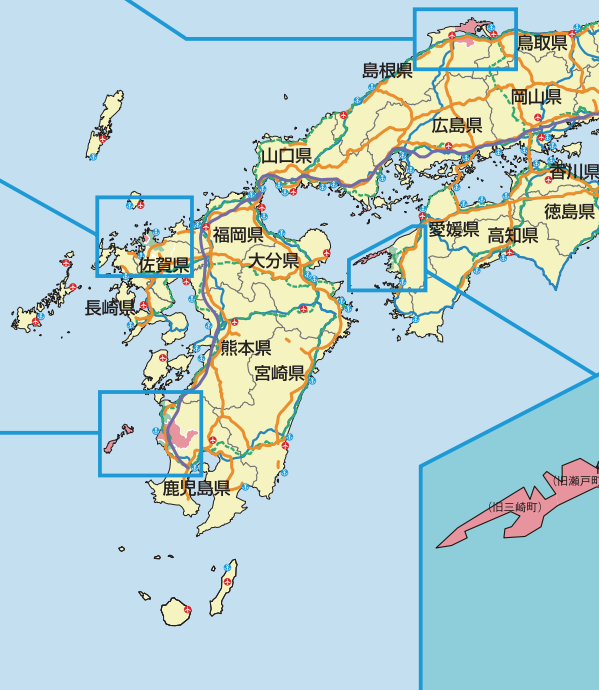
— 鉄道〔JR主要線〕(※一部他鉄道会社も含む)

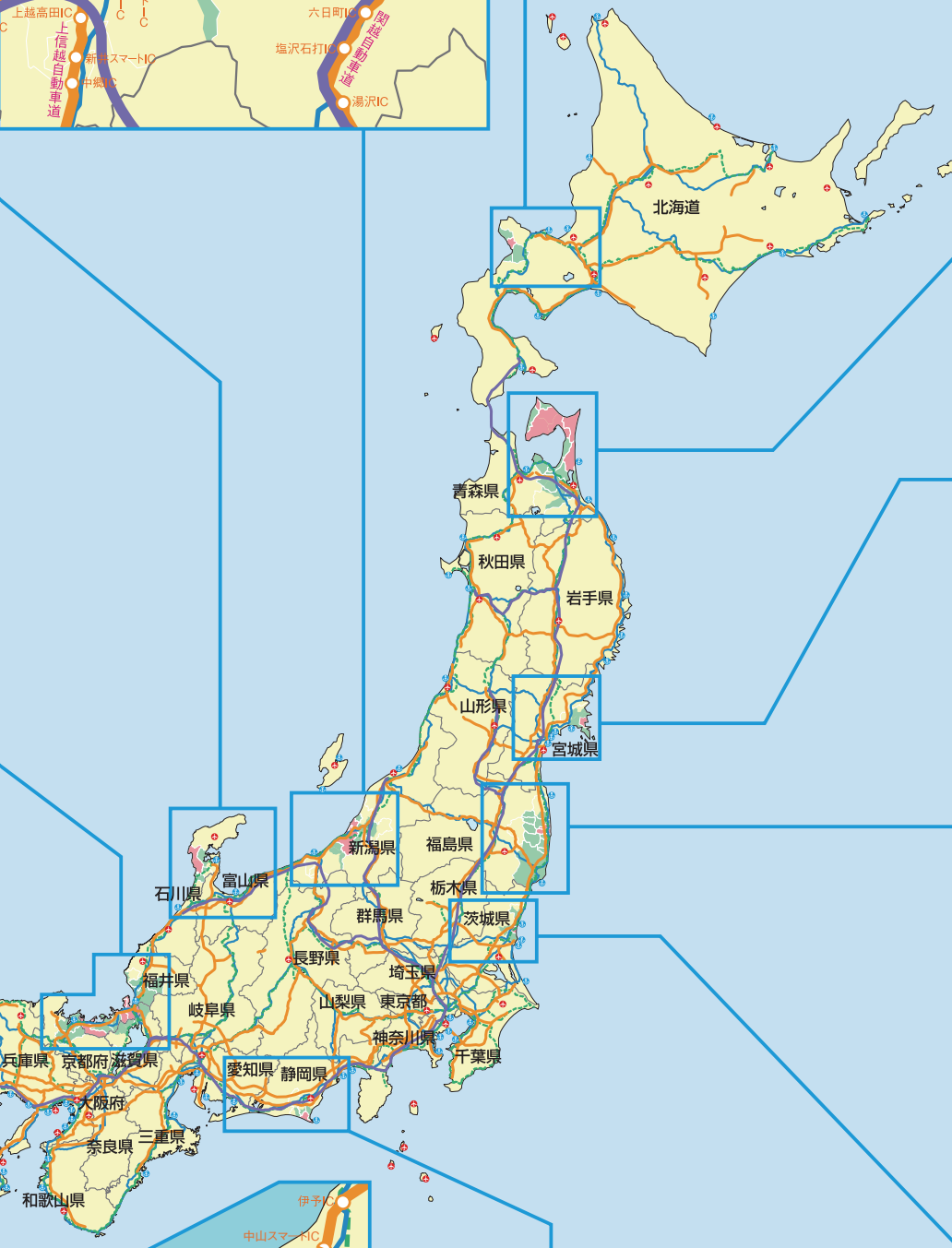
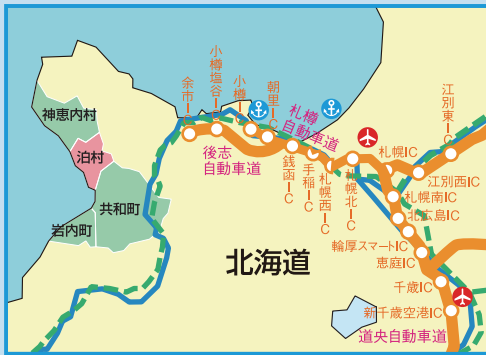
— 高速道路(※無料区間、一部有料道路も含む)

— 主要国道

✈ 空港(※一部整備中も含む)

⚓ 主要港湾





日本は、いろいろな電源で、照らされている。

●問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課、原子力立地・核燃料サイクル産業課

〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL. (03) 3501-1511 (代表)

<http://www.enecho.meti.go.jp/> (本パンフレットは左記ホームページからもご覧いただけます。)

北海道経済産業部	資源エネルギー環境部	電力事業課	(011) 709-2311 (代表)
東北経済産業部	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課電源地域振興室	(022) 263-1111 (代表)
関東経済産業部	資源エネルギー環境部	電力事業課	(048) 601-1200 (代表)
中部経済産業部	資源エネルギー環境部	電力・ガス事業課	(052) 951-2797
中部経済産業局	電力・ガス事業北陸支局	開発計画室	(076) 432-5509
近畿経済産業部	資源エネルギー環境部	電力事業課	(06) 6966-6000 (代表)
中国経済産業部	資源エネルギー環境部	電力・ガス事業課	(082) 224-5736
四国経済産業部	資源エネルギー環境部	電力・ガス事業室	(087) 811-8900 (代表)
九州経済産業部	資源エネルギー環境部	電力事業課	(092) 482-5517
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	エネルギー対策課	(098) 866-0031 (代表)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

この冊子は再生紙を使用しています
(令和6年度版)